

第2回ワーキンググループにおける
委員意見について
(国土交通省資料)

チャイルドシート使用に係る適・不適の判断

(警察庁より聴取したところ以下のとおり。)

交通事故統計については、交通事故の捜査に当たった警察官が作成した交通事故統計原票(以下「原票」という。)に基づき集計されている。

原票において、チャイルドシート使用については、

- チャイルドシートが車両に適正に固定され、かつ、幼児等がチャイルドシートを適正に使用している場合には、「適正使用」と、
- 事故により、チャイルドシートがシートベルトから完全に分離している場合、幼児等がチャイルドシートから飛び出した場合及びシートベルト、チャイルドシートからはずれた場合等には、「不適正使用」と、

それぞれ入力することとしており、具体的には、交通事故の捜査に当たった警察官が、現場の状況、車両の状況、事故関係者の供述等から総合的に判断している。